

## 全体を通して見えたこと

当連合会がこれまで受けてきた多くの相談では、経済的問題から離婚に至ったケースが少なくなかった。そこで、養育費の不払いはこのことが大きく影響しているのではないかと、この仮説を立て調査を行った。その結果、経済的要因が不払いの背景にあること、そして、国や行政による立替払いの必要性を確認できた。同時に、面会交流やDV、離婚後の住居や女性の働き方など、その他の課題も確認できたので、このことも併せて総括する。（なお、調査に当たっては、当連合会の会員等という一定の信頼を持った関係性の中で実施したものであり、対象の97.8%は母子家庭である。）

### 1 養育費について

本調査では養育費を取決めたとおりに現在も受け取っている方は、28.4%であった。令和3年度の全国ひとり親世帯等調査では28.1%、令和元年度青森県親子等（ひとり親家庭等）実態調査では23.4%といずれの調査も3割に満たない数字となっており、本調査の結果はほぼ合致している。

これらの結果をみると、平成14年度、国がひとり親家庭への支援を「手当中心の支援から就業による自立の支援」へと大きく方向転換し、基本とされた支援の4本柱（子育て・生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援）の一つとされる養育費の確保については、20年を経た今もなお、その目的が十分に達成されているとは言い難い。

本調査では離婚の原因として、5割を超える方が、経済的問題を選択している。また、離婚時（出産時）の自身の貯蓄が「全くなかった」方が約5割、相手の仕事が不安定あるいは無職であるとの回答が約3割となっていることから、婚姻中あるいは出産時の家庭に経済的余裕は無く、家庭生活が経済的に不安定だったことがわかる。

離婚時の職業をみると、回答者のうち「正社員」が25.5%、「パート・アルバイト」が44.1%であり、一方相手方は「仕事をしていた」が68.6%、「不安定な仕事をしていた」が18.6%となっており、家計の中心は相手方であったことがわかる。しかしながら、離婚の原因の約5割は「経済的な問題」であり、離婚時約5割の方が「貯蓄が全くなかった」ということは、経済的に不安定だったことの原因が、相手方の収入の不安定、あるいは収入不足と推察できる。

養育費確保のための対策・支援には、この現状への理解は不可欠であるが、かかる20年間の支援には、このことへの理解も対策も無かった。

「養育費の話し合い」への回答別に、「支援制度」への希望を見ると、「話し合ったが決められなかった」と答えた方の半数が「立替払い」を希望しており、立替払いへの期待が窺えるが、「話し合わなかった」と答えた方は回答がばらついている。「話し合わなかった」と答えた方の40%がその理由を「相手方に経済力が無いと思ったから」と回答しており、相手方にも制度に

も期待をしていない。離婚後のひとり親家庭の生活の安定のためには、相手方に資力がない、払う気がない場合に対する何らかの支援制度の整備は必要である。

養育費の確保に向けて、国は令和2年9月「法務省養育費不払い解消に向けた検討会議」において「養育費の不払い解消に向けた当面の改善方策」（中間とりまとめ～運用上の対応を中心として～）（以下「中間とりまとめ」と言う。）を発表した。

「中間とりまとめ」においては、「養育費の取決めの促進」や「支援・相談体制の充実・強化」、「紛争解決策の充実」等々、様々な対策が講じられているが、いかにも実効性に欠ける。外側ばかり様々に対策しても、無い袖は振れないのだ。わずかに、「その他（制度の見直し・制度的あり方の検討を要する事項）」として、行政の立替払い制度や支払義務者への貸付制度について触れられているが、いかにも弱腰である。

以降、第12回検討会議まで、様々に具体的な対策まで踏み込んで討議されたが、同年12月に公表された「養育費不払い解消に向けた検討会議・取りまとめ（～子ども達の成長と未来を守る新たな養育費制度に向けて～）」では、養育費の不払いが生じた場合の公的給付・立替払いにより支援を行う方策については、「様々な選択肢について、さらに必要性・効果等の検討を進める必要がある。」とされたままである。また、悪質な不払いに対する制裁等については検討項目として挙げられているが、そもそも養育費を支払うべき一方の親に始めから資力がなく、養育費を支払えない場合についての議論はないまま、様々な方策にかかる結論は出ていない。

これまでの支援制度が機能していない中、このほど、法制審議会「家族法の見直しに関する要綱案」（以下「要綱案」という。）が取りまとめられ、この中で、養育費に係る新たな仕組みが整えられた。法定養育費の新設、先取特権の付与など、一定の進展は認められるが、これとても養育費を受け取りやすいようにという外側からの対策でしかなく、さらに「要綱案 第3 養育費等に関する規律 2 法定養育費（1）」に、「ただし、当該他の一方は、支払い能力を欠くためにその支払いをすることができないこと又はその支払いをすることによってその生活が著しく窮迫することを証明したときは、その全部又は一部を拒むことができる。」とある。やはり、相手方に資力がない場合の対策はない。問題はここにある。相手方に資力がない場合、結局は「無い袖は振れない」ことを要綱案は認めている。

そして2割を超えるDV被害者がいる。その5割が「話し合ったが決められなかった」「話し合わなかった」と回答しているが、当然のことである。この方たちのへの支援、安全と安心はどこで担保するのか。

これらを背景に考えたとき、国による立替払いや行政による回収など、即効性のある解決策の実施に早急に取り組むべきであると考ええる。

もちろん、支払い側の虚偽申告等に対する厳罰化等の法的整備は必要であり、回収にあたっては、期間を決めマイナンバーによる紐づけで税金のように徴収するなど、回収に係る仕組みも講ずる必要があるだろう。相手方の資力、就労状況は地元自治体が確認できる。ここに先取特権を付与することも考えられる。

一方で、「話し合っただけで決めた」と回答した中で、25.4%の方が「取り決めたが現在は滞っている」と回答しており、「その他」として、相手方の再婚、病気、相手方の拒否、などの記載がある。取決めたにもかかわらず、相手方の生活や健康、環境の変化などによる不払いの様子がわ

かるが、これは継続性の難しさを示している。こうした現状を把握し、養育費の取決めにかかる詳細な助言等の支援体制は一層推進すべきである。その際、現状把握には当事者団体からの生の声は何より参考となる。

また、「離婚の原因」（複数回答）をクロス集計してみると、どの項目においても養育費について「話し合って決めた」との回答は5割以上である。過去の青森県ひとり親家庭等実態調査における「話し合って決めた」方を見ると平成21年度30.7%、平成26年度42.4%、令和元年度45.4%と、僅かずつ上昇してきており、これまでの啓発活動は効果があると考えられるが、本調査では61.8%とそれを上回る数値となっている。当連合会は、平成27年度よりラジオ・テレビによる周知活動を始め、加えて令和4年度よりSNSによる周知活動（いずれも委託事業）を行っている。支援の周知も含め養育費に対する認識を社会常識として根付かせることの重要さは大きく、更なる啓発が必要であり、ラジオやテレビCM、SNSなどの、受動的に視聴覚に訴える媒体の利用は効果的であると思われる。

## 2 面会交流について

面会交流については「話し合ったが決裂した」「話し合わなかった」を合わせると42.1%で「その他」に記載のある「話し合いにならない」、「相手の拒否・危険である」等の4件を合わせると46.0%となり、話し合って決めた方の45.1%とほぼ同じ割合となる。しかし、話し合って決めた方のうち、半数以上の56.5%の方が「取り決めた通り行っていない」と回答している。

取決めたのになぜ面会交流をしていないかとの問いには、「面会交流をしないこととして取り決めた」との回答もあったが、分類すると「事情が変わった」、「相手が再婚した」、「相手方が面会を望まない」、「子どもが会いたがらない」などを理由とする回答があった。養育費と同様、継続は難しいことがわかる。

面会交流をしていない理由を取決め方別に「参考」にまとめたとおり、「話し合ったが決裂した」と回答した方は、「相手が会いたいと思っていない。相手にすぐに家庭ができた」「調停で会わせないよう言われた」を理由としており、回答が無くその理由だけを記載した方は、「父親が面会を望まない」「ごくたまにしているが、会うと子供の心が乱れるから会わない様になっている。」とその理由を挙げている。また、問7「面会交流の取り決めについて」で、「その他」と回答した方たちにも同様の記載が見られる。

「話し合わなかった」と回答した方は「相手が再婚しているため」、「子どもに会わせたくなかったし、相手も特段面会を望まなかったので」「話せなかった」を理由に挙げている。一方、「子供とはいつでも面会してもいいと言った。」「親が決めるのではなく、子供が会いたいと思って相手も会いたいと思ってきているなら約束をしなくても会えばいいものだと思うから。」との回答もあるが、この方たちも面会交流をしていないということは、相手方が面会交流に積極的ではないことがわかる。

「面会交流の取り決め方」について、離婚の原因別集計をみると、「経済的な問題」と回答した方の44.7%、「DV」と回答した方の50%、「親族の問題」と回答した方の44.4%が話し合

いをしていない。それぞれ、相手の資力に期待しないこと、生命の危険や精神的負担が大きいこと、人間関係などが原因と思われる。

「離婚の原因」は複数回答となっているが、「経済的な問題」と答えた方の48.9%は「性格の不一致」にも回答しており、「DV」を原因としている方の45%が「経済的な問題」、60%が「性格の不一致」を挙げ、「親族の問題」と回答した方の66.7%が「経済的問題」、72.2%が「性格の不一致」と回答している。このことから、経済的問題と同時に協働が望めない関係性の存在を窺い知ることができ、複数の原因が複雑に重なり合い、大きな要因となって面会交流の実施に影響しているのがわかる。全体としてみると、取決めのおり行っているのは19.6%で、養育費の支払いの割合よりも少ない。ことほど左様に、面会交流の実施と継続は難しいのである。

当事者である両親が、互いにどのような事情があろうとも、面会交流を子どものために必要不可欠のものと捉え、そのために協力するという認識があれば、このような結果にはなるまい。互いに相入れない状況での面会交流は簡単なものではない。更には、生命の危険さえも内在する22.5%のDV被害者には、果たして面会交流は必要なのであろうか。

要綱案では、父母の婚姻中の交流や裁判手続きによる試行的実施、更には第三者との交流について規定されており、協議が整わない時は家庭裁判所（以下、「家裁」という。）がこれに関わることとされている。しかし、上述のような相互の関係性についてどこまで踏み込めるのか。一方の「わがまま」などで処理されはしまいか。DVや児童虐待には他人や裁判所では確認できない有形無形のハラスメントがあることも考慮しなければならない。今後急増すると思われる案件に、様々な現場の事情を理解できる家裁調査官の育成と増員は間に合うのだろうか。事件・事故が起きた時、その責任の所在はどこになるのか、など課題は尽きない。

葛西リサは著書「母子世帯の居住貧困」の中で自身の調査の中から北欧における離婚後の「養育費」と「面会交流」について次のように述べている。

「たとえば、筆者は、デンマークとスウェーデンのひとり親に対する聞き取り調査を実施したことがある。法定労働時間は、スウェーデンで40時間、デンマークでは37時間であり、労働組合の影響力の強い北欧諸国では、これらはきっちりと保障されている。女性の労働力率が高いこれらの国では、男性の育児への参加が前提とされており、たとえ離婚をしても、共同で子を育てるという慣習が根強い。

あるスウェーデン人の父親は、離婚に際して、子を共同で育てることは、非常にナチュラルな選択であり、離れて暮らすことは考えられなかったと回答している。子は一週間ごとに、互いの家で養育し、子どもに係る費用は完全に折半だという。（中略）また、デンマークで出会った父子世帯も、一週間ごとに、子どもとの生活を楽しんでいた。『忙しい時期には、元パートナーと相談しながら、時間をやりくりしています。平等なスパンで子と過ごしているので養育費のやり取りはありません。必要なものは気づいた方が購入するという感じでやっていますから』というように、双方が平等に協力し合って子を養育するため、時間的にも、経済的にも逼迫するという様子は見られなかった。また、両国ともに、学費は無償化されて

いるため、教育費の面で将来を案ずることもなく、そのことで元パートナーと複雑な調整をする必要もない。」

スウェーデンに住む、他の母子寡婦福祉団体役員のご息女は、「スウェーデンでは子どもの頃からジェンダー教育がされるなど、生活の文化が日本とは全く異なる。」ことを訴える。「例え離婚したとしても子どもを双方で養育するのは当然であり、子どもは一週間ごとに両方の家で過ごし、子どもに係る費用は完全に折半である。」と、葛西が著書で示していることと全く同じことを言っている。

同様に、本調査でも、双方の連絡先を伝え、自由に会っているなどの例も見られる。安定的な関係にあれば問題なく面会交流は行えるのだ。

注目すべきは、先のご息女による次の話である。「スウェーデンでも、現在子育てをしている年代の親の年代、つまり子の祖父母にあたる世代は子どもの頃からジェンダーなどの教育を受けていないため、ここまでの理解はない。長い時間をかけた教育が必要だ。」と言う。一朝一夕にはいかないのだ。

理想的な面会交流ができる社会の実現のためには、「養育費」と「面会交流」が社会の常識となる意識の醸成がまず必要である。

形式だけの国際化ではなく、国民の意識の国際化が先である。

### 3 共同親権について

共同親権についてどう思うかの設問に、「賛成」13.7%、「反対」27.5%と、反対が賛成のちょうど2倍となっている。一方で、わからないと回答した方が46.1%もいることは注目すべきことである。当事者の半数近くは、共同親権について明快な判断ができていない。

本調査はWebであるにもかかわらず、離婚の原因や養育費、面会交流について、自身の思いがあふれる多くの記述があった。これを読むとき、生活の裏側にある書ききれないほどの事情や感情が推察される。

さて、クロス集計で興味深い結果が出た。養育費について話し合っただけ、かつ現在も養育費を受け取っており、加えて面会交流についても話し合っただけ、取決めどおりに行っていると回答した14名は、全て順調に運んでいる方たちであると考えられるが、このうち、9名(64.3%)が共同親権に反対しており、賛成した方は2名(14.3%)だったというのは、いかにも皮肉である。

「反対」の理由として、「どちらも子育てに口出しし、しまいには口を出すな！金を出せ！状態のケンカになり、子どもに悪影響を与えと思う。」「共同親権について当方は養育費ももらい、面会交流も月2回行っており、子どもの情緒は安定しています。経済的にも最近給与アップしたため問題ないですが、万が一が元夫とまた共同で育児するとなれば、私はまたノイローゼになり返って子どもが不幸になると思います。」と記載されている。当事者の現実的な思いが述べられていると考える。こうした当事者の直面するであろう課題に要綱案が対応できるのか疑問がある。

閣議決定された要綱案は、今国会で審議され、家族法の改正は避けられないものと思われるが、具体的な疑問点として、他にも思いつくまま、いくつか挙げる。

要綱案にある「子の利益のための窮迫の事情」があるときは単独親権とされているが、具体的にどういう例を想定しているのか。窮迫とされる目安や基準をどう定めるのか。DVや児童虐待から避難する場合は適用されるのか。DV・虐待の判別はどうなるのか。命の危険があったとして、後日、その証明ができない場合の判断はどうするのか。窮迫の理解がないまま切羽詰まって行動を起こした後、窮迫ではないと判断されたときの当事者への対応はどうなるのか。医療行為で窮迫となる例は想定しているか。更に、性的被害者で墮胎を迫られている場合はどうか。窮迫の事情の判断基準が明示されない限り不安は拭えない。

面会交流についても記述したように、第三者や裁判所が確認できないDVや虐待があった場合は、「一方からの暴力等の恐れの有無や協議が整わない場合」は単独親権とされる要綱案第2の2キの②の規定は機能しない。親による性的虐待の場合、証拠が無ければ共同親権が認められ、宿泊を伴う面会交流も認められることになるのか。養育費、面会交流も含め、協議が整わない場合の家裁の役割は大きいですが、果たして、個々の複雑な環境や高葛藤にある父母の実態や生活事情を理解し対応できうるのか。人の一生を左右する問題を孕んでいるのだ。

扶養控除については、父母の収入の多い方が対象とされるため、今後共同親権が導入される場合、どちらか収入の低い方の扶養控除は無くなり、さらに養育費の8割が収入に見られ児童扶養手当の対象となくなってしまう場合には、児童扶養手当に連動する就学援助などの支援を享受できなくなることや、奨学金や学費の無償化の対象から外れ一層の困窮に陥ることへの懸念がある。収入が低いのは、多くの場合女性である。

そもそも、本調査において、面会交流をしていない方の回答にあるように、「会いたくない」、「再婚したので会わない」と言う相手方や、音信不通の状態にある場合の家裁の対応と、その決定に従わない場合はどう対応するのか。罰則があるのか等も不安に思うところである。

施行前に離婚が成立した場合でも、申し立てがあれば共同親権に変更できることとされているが、そうなれば、係争の末、やっと落ち着いた生活を手に入れた家庭も、再び係争に引き込まれ、監護親の時間的、精神的、金銭的負担がまた始まることが考えられる。協議のために時間を割くことで、44.1%のパート・アルバイトで働く方は賃金が減る。たびたびとなれば収入はさらに減り、職場の安定的雇用さえ奪われる。次第に心の安定が崩れて更なるストレスが生じることにもなりかねない。生活の苦痛から離婚により安定を求めた人たちに、再度相手との交渉を持つことは、元の不安定な状況を呼び戻すことになるのだ。この家庭をどう守ればよいのだろうか。既に不安を持つ相談も本会に寄せられている。

思いつくままに列挙してもこのとおりである。疑問や課題は山積している。個々の疑問による問い合わせや相談は莫大な数字になろう。

自由記載でわかるように、102名の事情は102だけではない。その数倍にはなる。当事者たちには、今後の生活の中で大きな変化が起こるのだ。個々の課題は一樣ではない。

前述のご息女は、身近な女性の例を挙げる。「彼女はスウェーデン人で初婚。現在子どもが二人いる。相手は再婚で、前妻との間に子供が二人いる。共同親権であるため、一週間ごとに相手方の子ども二人が家を訪れる。つまり定期的に4人の子どもを養育していることになる。し

かし、これが彼女の負担となってきた。」と。このことは共同親権が実施されれば、日本においてもありえることである。北欧は、ジェンダーや共同親権など先進的で全てうまく進められているようであるが、その北欧ですらこうした現実があることは見逃せない。外側だけの理解では体制が整ったとは言えない。

今後、法制化は避けられないものと思われるが、運用にあたっては施行されるまでの間、さらにひとり親家庭やDV被害者の支援団体等の当事者からの情報や意見を取入れて、きめ細やかな対応を検討されることを切望するが、2年はあまりに短い。施行後5年をめぐりに検討を加えること等が付則に盛り込まれるようではあるが、5年間の安全の保障はない。

本調査による一方からの情報のみを第三者がそのまま是とすることは適当ではないと思われる。しかしながら、複数の調査において、養育費が支払われている例は3割に満たないという数字を見ると、やはり子を監護していない親の、親としての責任感と誠意の無さを感じずにはいられない。加えて、要綱案には「行政や福祉等の各分野における各種支援についての充実した取組が行われる必要がある。」と付帯決議されているが、各省庁との連携はあるのだろうか。法務省が先んじて様々に規律しても、他の機関の施策は追いつくのか。議論を重ねる必要がある。

#### 4 就業について

この度の調査で、改めて気づかされたことは、回答してくださった方たちの離婚当時の働き方に女性の働き方のM字カーブの一端が見受けられたことである。

M字カーブとは、家事・育児の負担を女性とする性別的役割の考え方と、保育、子育て支援の環境が整っていないことなどにより、結婚あるいは出産後の女性の働き方は、パート、アルバイトであることが多いことを示すが、このことが、離婚後の母子家庭の貧困に繋がるのだ。

本調査では離婚時・離婚後の住まいには7割の方が親族や知人を頼り、そのうち4割近い方が「今も親と同居」と、回答している。女性の就労形態による低収入が離婚時の経済状態と併せ、突然行き場を失った母子家庭の安定的住まいの確保が困難であることの要因となっている。

ひとり親家庭の支援とされる4本柱のそれぞれのメニューは年々改正されているが、母子家庭の年間の就労収入は全国レベルで平均236万円（令和3年度全国ひとり親世帯調査）、本県ではひとり親家庭の半数が200万円未満（令和元年度青森県親子（ひとり親家庭）実態調査）であることを考えると、施策の制定後20年を経て、ひとり親家庭の就業による自立は改善されているとは言い難く、貧困の克服には程遠い。

就業のための子育て環境の整備は、ひとり親のみならず子を持つ親たちへの支援であり、教育に係る費用の負担軽減と併せて、少子化対策というよりは急激に減少する人口施策として喫緊の課題である。そして、ひとり親家庭の就業支援は、働こうとする側の制度利用による努力の啓発だけでなく、派遣社員や契約社員に代表されるような非正規雇用労働者の労働条件の向上への取組や、特に地方にあっては小規模な事業所に対する、特定求職者雇用開発助成金の拡充など、受け入れる側への指導・支援体制の構築も必要ではないか。

ひとり親家庭の親と子、そして寡婦の安定した生活のために、福祉、労働、教育等様々な面からの横断的な支援が望まれることは既に言い古されている。実効性のある対策の構築が急がれる。予断は許されない。

## 終わりに

養育費の確保に係る疑問から実施した調査ではあるが、結果としてひとり親家庭の生活の安定に必要なものを定量的に再確認できたことから、今後の要望活動に反映していきたいと思うものを次のとおりまとめてみた。

- 1 養育費確保のため、国・行政による立替払い等について早急に制度化していただきたい。
- 2 面会交流について、十分に実態を把握し実状に沿った慎重な支援と啓発をしていただきたい。
- 3 共同親権の法制化については、その運用において、ひとり親家庭の安全性を脅かし、子どもの精神的安定に影響を与えかねないことを踏まえ、当事者の十分な理解を得たうえでの対策を講じていただきたい。
- 4 派遣社員や契約社員に代表されるような非正規雇用労働者の労働条件の改善に早急に取り組んでいただきたい。
- 5 保育・子育て支援環境の充実に早急に取り組んでいただきたい。  
特に、ひとり親家庭の支援においては、ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用対象の緩和・拡充をしていただきたい。
- 6 各施策において、子どもの権利、利益を守ると同時に、現に子を育てる親の心の安心と安定を守ることをも視野に入れたものとしていただきたい。

以上について関係団体にもご協力をいただき、検討・討議しその実現のために邁進したい。

本調査において、ご回答いただいた皆様には、非常にデリケートな内容で、もしかしたら思い出したくないこともあったかと思いますが、趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきましたことに心から感謝申し上げます。また、設問の工夫が足りなく、思いを伝えられないこともあったと思いますが、忙しい生活の中で、積極的にご回答いただいたことに重ねて感謝申し上げます。

そして、私どもの活動への深いご理解のもと、日頃より様々にご指導・ご協力をいただいております、青森明の星短期大学最上和幸副学長並びに青森県立保健大学齋藤史彦准教授には、誠にお世話になりました。調査を始めるにあたっては、十分に検討したつもりでしたが、先生方への相談もないままに始めたため、蓋を開けてみれば、設問の仕方や文言の選び方など、内容の緻密さに欠けた部分もあるアンケート調査となりました。



それにも関わらず、集計・分析にあたっては、心強いご助言やご指導を賜り、また、文章校正などの技術的な面でのきめ細やかなご指導もいただきました。最上先生と齋藤先生のお力無くしては、まとめ上げることができなかった、このたびの調査です。

特に、集計後、1年を経てほぼ総括が固まりかけていた頃の令和6年1月、法務省の要綱案が示されてからは、複雑な課題や疑問があまりに多く、「全体を通して見えたこと」としてまとめるにあたり、著しく混乱していた私の背中を、先生方が押して下さったことは、私にとって何よりもの支えでした。ここに衷心より感謝を申し上げます。

最後に、「ひとり親家庭の離婚の原因等に関するアンケート調査」と題した本調査は、当連合会の若年層で組織します母子部の役員と職員との、養育費不払いや面会交流に関する議論の中で「当事者団体として実態把握によるしっかりとしたエビデンスが欲しい。」との強い要望がありましたことから、このスタッフの熱い思いと努力と連合会の組織力をもって実施したのですが、やっとうしてまとめ上げることができました。ご回答いただいた皆様、ご指導、ご寄稿いただいた、最上和幸先生、齋藤史彦先生、身内ではありますが市町村母子寡婦福祉会の皆様、そしてご支援ご協力を賜りましたたくさんの皆様に、改めてスタッフ一同からの厚い感謝を謹んでお伝え申し上げます。

公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会

事務局長 三浦 伸子

【調査スタッフ】

公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会

母子部担当副会長 引間由実子

母子部役員 部長 末竹 秀子

副部長 松林由美子

副部長 小田桐伸江

副部長 新延 文香

副部長 藤林菜穂子

事務局職員 総括主任 千代谷成子

主任 櫻庭あす香

就業相談員 小向 千草

事務員 川畑 響子

<参考資料>

- 1) 青森県(2019)「青森県親子等生活実態調査(令和元年11月1日現在)」
- 2) 青森県(2014)「青森県ひとり親家庭等実態調査(平成26年11月1日現在)」
- 3) 青森県(2009)「青森県ひとり親家庭等実態調査(平成21年9月1日現在)」
- 4) 厚生労働省(2022)「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

- 5) 法務省養育費不払い解消に向けた検討会議(2020)「養育費の不払い解消に向けた当面の改善方策(中間とりまとめ～運用上の対応を中心として～)(令和2年9月9日)」
- 6) 法務省養育費不払い解消に向けた検討会議(2020)「養育費不払い解消に向けた検討会議・取りまとめ(～子どもたちの成長と未来を守る新たな養育費制度に向けて～) 令和2年12月24日」
- 7) 葛西リサ(2017)「母子世帯の居住貧困」日本経済評論社
- 8) 法制審議会家族法制部会(2024)「家族法制の見直しに関する要綱案(令和6年1月30日)」

## 寄稿「ひとり親家庭の離婚の原因等に関する調査」に寄せて

最上 和幸（青森明の星短期大学）・齋藤 史彦（青森県立保健大学）

### 〇はじめに

我々は、青森県母子寡婦福祉連合会（以下、「県母連」という。）が実施した「離婚の原因等に関するアンケート調査」の集計・分析に関わらせていただいた。調査結果からは、ひとり親家庭の生活や子どもの養育に関する切実な現実が浮かび上がる。今回の調査は、民法改正の審議やその運用を検討する上で、貴重な資料となっている。まずは、大変貴重でかつタイムリーな調査を実施した県母連に敬意を表したい。

本稿では、今回の法改正に至る経過を振り返るとともに、今回の調査から得られた結果を踏まえ、ひとり親家庭の子育ての課題及び子どもの権利の観点から、共同親権の在り方について若干の考察を加えたい。

### 1 現在の制度議論の現状とその背景

離婚後にも父母双方が親権を持つ「共同親権」の導入を柱とした民法等の一部を改正する法律案が2024(令和6)年3月8日、213回通常国会に提出され、本原稿作成中の4月8日現在、衆議院で法案の審議が行われている。

法務省の法制審議会家族法制部会では、2021(令和3)年3月の第1回会議以来37回にわたる審議を経て、2024(令和6)年1月30日に「家族法制の見直しに関する要綱案」をとりまとめた。これまでの、離婚後は父母の一方のみが持つ「単独親権」に限る現行法を改め、父母の協議や裁判所の決定により共同親権の適用も可能になるものである。改正法が成立すれば公布から2年以内に施行され、単独親権に限ってきた現行制度から転換される。

改正案の具体的内容は、次のとおりである。

まず、共同親権については、現行の単独親権に加える形で、父母の協議によって単独親権か共同親権かを定めることになること。協議が調わない場合は、家庭裁判所が親子の関係などを考慮して単独親権か共同親権か、単独の場合はどちらを親権者にするか決定すること。その際、DVや子どもへの虐待があったと家裁が認めた場合は、単独親権となること。共同親権の場合でも、子どもの食事や習い事など監護教育に関する日常行為に関わることは単独で決定できること。しかし、それ以外のことについて、父母の考えが対立した場合は、家庭裁判所が判断することになること。

次に養育費については、養育費の支払いが滞った場合は、優先的に財産を差し押さえられるようにしたこと。また、事前の取り決めをせずに離婚した場合に、一定額の養育費を請求できるように「法定養育費制度」を新たに設けたこと。

面会交流については、調停などで争っている場合でも、結論が出る前に家裁が試しに面会交流を行うことを促せるようにすること、などである。

共同親権の導入には賛否両論ある。1月30日の家族法制部会第37回会議では、要綱案の採

決に当たり1名の委員が棄権、部会長及び棄権者を除く21名の委員のうち3名が反対している。また、その運用においても慎重な意見がある。要綱案には、子の養育をする父母に対する行政や福祉等の充実した支援の必要性、子の利益を確保する観点での裁判所での適正な審理などを求める付帯決議も示されている。

## 2 民法改正の背景

今回の民法改正に至る経緯としては、まず、2011(平成23)年の民法改正時、衆議院及び参議院法務委員会から、親権制度については今日の家族を取り巻く状況や本法施行後の状況等を踏まえ、離婚後の共同親権・共同監護の可能性を含め、その在り方全般について検討する旨の付帯決議が付されたことが挙げられる。

2011(平成23)年の民法改正では、親権停止の制度の新設、懲戒権における子の利益の明確化などとともに、離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流や養育費の分担が規定されたが、その後も養育費や面会交流の取決め率は低調で、改正の目的が十分達成されていないこと、取決めされても養育費の不払いが発生し、安全・安心な面会交流が困難な場合があること等が課題になっていた。

また、離婚後の親権については、多くの諸外国においては離婚後も共同親権が認められており、単独親権のみ認められている国は日本、インド、トルコだけとなっている。日本は、2013(平成25)年に「ハーグ条約」を締結し、国境を越えて子を連れ去られた場合に連れ戻される仕組みができたが、欧州会議は、子の送還にかかる司法判決の執行率が低いことなどを受け、2020(令和2)年7月に日本当局に対し、共同親権の可能性に向けた国内法令改正を促すなどの決議を採択している。

さらに、日本が1994(平成6)年に批准した「子どもの権利条約」では、「締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う」(第18条第1項)と規定しているが、2019(令和元)年2月に出された国連子どもの権利委員会の総括所見では、「子どもの最善の利益に合致する場合には(外国籍の親も含めて)子どもの共同親権を認める目的で、離婚後の親子関係について定めた法律を改正するとともに、非同居親との個人的関係および直接の接触を維持する子どもの権利が恒常的に行使できることを確保すること」との勧告が行われている。

以上のように、民法改正の背景として、子どもの養育については、国内外から、子どもの利益の確保の観点から父母が共同して行うことが求められてきていることが挙げられる。

## 3 今回の調査結果について

今回、県母連では、「ひとり親家庭の離婚の原因等に関する調査」を実施した。この調査は、養育費や面会交流、共同親権に関するひとり親家庭の親の意識を探るものであり、非常に時宜を得た調査であると共に、離婚原因から課題を探るという点で画期的な調査であるといえる。特に、調査回答の大半を占める母子家庭について、その経済状況に着目した分析及び結果に基づく提言は、法案の審議及びその後の運用を検討する上で、重要な示唆を与えるものといえる。

ここでは、今回の改正の背景となっている父母による共同の養育と子どもの権利・利益の確

保という点から、調査結果に考察を加えてみたい。

### (1) 父母による共同の養育について

「問 10 共同親権についてどう思いますか」で、共同親権に「賛成」が 14 件(13.7%)、「反対」が 28 件(27.5%)で、明確に賛成・反対の態度を示しているのは約 4 割であり、「わからない」が 46.1%、「その他」が 12.7%と、半数以上の回答者が明確に判断できていない状況にある。その理由を、自由記述から整理すると、一言で言うならば、「母子の生活が脅かされることに対する懸念」と言うことができる。より具体的には、「相手方との関係性に関する懸念」と「子どもの養育に関する懸念」が浮かび上がる。自由意見を見ると、「賛成」「反対」「わからない」「その他」いずれの意見も、そのほとんどが共同親権を「子どもにとってどうか」という点で考えていることがわかる。このため、離婚に至る背景の中で離婚後に共同で子どもを育てていくこと自体の難しさがある場合は、共同親権に対して強い懸念を持っている。自由意見の中にある「子供に関わる決定など、話し合いが必要な場面で両親が円満な状態でなければ難しいように思う。話し合いができて意思の疎通ができる状態であれば離婚していない」(下線は筆者)という言葉に言い尽くされている。

「問 10 共同親権についてどう思いますか。(離婚原因別集計)」をみると、離婚原因別に意識の違いが確認できる。共同親権に賛成する割合は、全体が 13.7%に対して、「DV」は 0%、「親族問題」は 5.6%と、相手方等との葛藤が高い場合は、共同親権への賛成する割合が低くなっている。逆に「【参考】問 6『養育費の話し合い』×問 7『面会交流』×問 10『共同親権』」でみるように、養育費や面会交流の「話し合い」ができている場合は、約半数が共同親権に賛成している。しかしながら、「問 10 共同親権についてどう思いますか。(養育費・面会交流とのクロス集計)」で確認できるとおり、現行の単独親権で全て順調に進められている場合であっても、共同親権が導入されることによって改めて「母子の生活が脅かされる懸念」が生じるため、反対する意見が上回っていることがわかる。

以上のことから、離婚後も父母が共同して養育していくためには、少なくとも、父母が子どもに関わる際、子どもを養育する親(監護親)の生活に不安を与えない環境が必要である。

民法改正案では、「父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない」と規定するが、夫婦としての共同生活に見切りを付けた関係で、お互いを養育のパートナーとして認識し協力する関係を形成するのは難しい。一方夫婦関係が破綻していても、父、母それぞれが子どもとの関係を維持していくことが子どもの成長に必要なことであると認識している例はあり、また、そのような関わりを望む意見もあった。そのためには、離婚後も、養育費や面会交流について「話し合い」ができる関係性があることは望ましいが、そうでない場合であっても、父母の直接の衝突を避けつつ、子どもが父母と交流できる環境づくりがなければ、到底実現することはできない。

しかしながら、今回の調査結果からも、それを当事者同士の力に委ねるだけでは難しく、双方の親の間に入って面会交流を支援する団体も少ない<sup>注 1)</sup>。子どもを思う親の気持ちに応えるためにも、養育費の授受や面会交流などがスムーズに行われるよう、これまで以上に公的な仕

組みの拡充は不可欠である。

令和6年度から、子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を配置していくため、改正児童福祉法により創設された認定資格として「子ども家庭ソーシャルワーカー」の養成がスタートする。今後は、このような専門職の活躍にも期待したい。

## (2) 子どもの権利・意見の尊重について

二つ目は、子どもの養育に関する子どもの権利・意見の尊重である。

養育費や面会交流は子どもの権利であるが、今回の調査結果から、個別の事例において必ずしも親が子どもを「権利の主体」としてとらえ切れていない実態も見受けられた。

下夷(2008:76-96)は、母子世帯に対するグループ・インタビュー調査で、母親が養育費を受けていない事例について、①不調型、②取引型、③不請求型の3つに分類し、母親の養育費に対する意識として、養育費を①「母子の生活費」＝親の扶養義務や子どもの扶養を受ける権利としてではなく、離婚後の生活という現実問題から養育費をとらえるタイプ、②「夫や妻の評価の指標」＝養育費を受け取ることで夫を子どもの父親として認めてしまうことに抵抗があるタイプ・養育費を受け取らないことが自立の証ととらえるタイプ、③「自分と夫とのかかわり」＝養育費を受け取ることで自分の人生に関わってくることを拒否したいタイプに整理している。

今回の調査でも、問6-3で、「こちらが親権を取得することを条件に養育費の請求はしなかった」「養育費はいらぬから離婚して欲しかった。自分で稼ぐから必要ない」など、養育費を親権との取引ととらえる意識、養育費を巡っての相手方との関わりを拒否する意識、養育費をもらわないことを自らの自立ととらえる意識が確認されている。しかし、先に共同親権に関する自由記述で確認したとおり、これは決して子どもをないがしろにしていることではない。子どものことを考えればこそ、まずは生活基盤を安定させ、自分ひとりで必死に子ども養育しようとしている姿が見て取れる。しかし、このような監護親の養育責任の重さゆえに、子どもを「権利の主体」として捉えることの難しさにつながっているように思える。

一方、非監護親についてはどうだろうか。調査はすべて監護親から回答であるため、非監護親の意識をとらえることは難しいが、問6-4の自由記述にあるとおり、養育費について話し合ったが決められなかった理由として、「お金がない」という理由のほか、「相手が払わないの一点張りだった」「相手が渡したくないと言った」という回答から、離婚した子どもに対してであっても、親と同水準の生活を保証する関係(生活保持義務関係)にあることの意識が欠けていると思われる。また、「問7 面会交流の取り決めについて、次のどれに該当しますか」の「その他」で、「会いたくないと言われた。俺は死んだ事にしてくれと言われた」という回答や問7-3の面会交流をしていない理由の自由記述にある、「父親が面会を望まない」「相手が子どもに会わないと言った」という回答からは、面会交流が親の権利であると同時に子どもの権利でもあるという認識が欠けているように受け取れる。

棚瀬(2001:173)は、離婚後に子どもの側から姿を消す父親のタイプについて、フランケ(1983)がまとめた①未熟タイプ、②抑うつタイプ、③冷淡タイプの3タイプの他に、日本人に特有な「確信タイプ」があるとしている。それは、「夫婦が別れた後の家族には、新しい家族

境界ができるから、いったんその家族境界の外に出た人間はたとえ親であってもチョロチョロと姿を見せない方が子どものためになるとの信念ともいえる思い込みから、姿を消す父親たち」とし、「家制度の崩壊した今も根強い『家族単位の社会』意識があるように思う」としている。非監護親の中にも、子どものために良かれと思って関わらないという価値観が、子どもを「権利の主体」として捉えることを難しくしていることも考えられる。

以上のことから、子どもを権利の主体ととらえ、離婚・養育に関して、子どもの気持ちや意見を反映できる仕組みの構築が必要である。そもそも、今回の法案作成に当たって子どもの意見が十分反映されたとは言いがたい点は残念である。

令和3年1月に公益社団法人商事法務研究会が報告した「未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務報告書」では、別居・離婚時に子どもが誰かに相談したのは9.4%しかなく、46.5%は相談したいことがあったが相談せず、抱え込んだり、言いたくなかったりしていた。また、別居当時の気持ちについて、自分の本心を双方または同居親に伝えたのは26.1%で、伝えられなかったが21.5%、伝えることはなかったが33.5%となっている。さらに、いずれと暮らしたいかについて、本心を言えた子は28.2%しかなく、伝えたが本心ではない子が9.9%、伝えていない子が18.1%いた、となっている。

青森県内のひとり親家庭の子どもの割合は、子ども全体の約12%<sup>注2)</sup>（8人に1人）である。これらの子どもが、親の離婚を経験し、自分の気持ちや意見が十分反映されていない状況に置かれていたことが推察される。

親から養育の支援を受けること、親と面会交流することは子どもの権利であり、それは、「子どもの意見を聞いて」行われるべきものであろう。先に見た国連子どもの権利委員会の総括意見においても、「子どもの意見表明権をすべての子どもの育ちの場で確保すること」を勧告している。養育に当たって子どもの意見を代弁する仕組みの創設が必要である。

離婚について、弁護士や家庭裁判所など第三者が介入する場合にあっては、「子どもの権利」を中心にしながら、監護・養育問題の解決を図る機会もあるが、夫婦の合意により離婚が成立する多くの場合にあっては、「子ども」の意見は反映しづらい。養育費の授受や面会交流などがスムーズに行われる公的な仕組みの拡充に当たっては、子どもの意見表明権を保障した相談支援を確保することも不可欠である。ここでもまた「こども家庭ソーシャルワーカー」の働きに期待したい。

#### 4 まとめ

本法成立により、非監護親を含め子どもの養育に責任を持つ意識づくりのスタートになるという点で、一定の前進になるには違いない。しかし、共同親権の導入が、親の養育責任を強調することでその費用を非監護親に負担させ、公的責任が後退することになってはならない。共同親権であっても単独親権であっても、養育費や面会交流が子どもの権利を前提としつつ双方の親の生活が脅かされない形で実施できる相談支援制度の導入が求められる。

しかしながら、これらの仕組みづくりには時間を要する。法制定から2年後の施行は、あまりにも時間が少なすぎる。

ましてや、今日、子育てに関する自己責任を強調する風潮が、ますます親の子育てを窮屈な

ものとしているように感じられる。ひとり親家庭は、その責任を一人で背負わなければならない。それが、ひとり親家庭の子どもの養育に関する問題の根底にあるのではないか。だとすれば、養育に関する社会の意識そのものの転換を図るには、さらに長い時間を要することになる。

真に「こどもまんなか社会」を形成していくためには、社会全体として「子ども観」「子育て観」の転換を図り、子どもの「声なき声」に耳を傾け、子育ての孤立を防ぎ、社会全体で子どもを育てていくという意識の醸成が不可欠である。

注1) 青森家庭裁判所委員会（第37回）議事概要。 <https://www.courts.go.jp/aomori/about/iinkai/index.html>。なお、我々が所属する青森家庭少年問題研究会では、限定的ではあるが、面会交流支援に協力している。

注2) 令和2年国勢調査による青森県の母子世帯・父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の子供（未婚の親族）の数（0歳～17歳）は19,223人…①

令和4年10月1日現在の青森県の18歳未満の推計人口は151,770人…②

①/②=12.7%

（参考文献）

- ・石塚理沙(2020)「離婚後の共同親権について—離婚後の子の養育の現状と共同親権に関する議論—」立法と調査 427, 187-199
- ・公益社団法人商事法務研究会(2021)「未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務報告書(令和3年1月)」
- ・棚瀬一代(2001)「虐待と離婚の心的外傷」朱鷺書房
- ・下夷美幸(2008)「養育費政策にみる国家と家族—母子世帯の社会学—」勁草書房
- ・財団法人日弁連法務研究財団離婚後の子どもの親権及び監護に関する比較法的研究会(2007)「子どもの福祉と共同親権—別居・離婚に伴う親権・監護法制の比較研究」日本加除出版



# ひとり親家庭の離婚の原因等に関するアンケート

必要事項をご記入の上、確認ボタンをクリックしてください。

このフォームは、受付を終了しております。

## ひとり親家庭の離婚の原因等に関するアンケート

<p>①あなたが「ひとり親家庭」になった理由は次のどれに該当しますか <b>必須</b></p>	<p><input type="radio"/> 死別  <input type="radio"/> 離婚  <input type="radio"/> 未婚</p>
<p>「死別」を選んだ方はここで終了します。ご協力ありがとうございました。          なお、死別によることで、これまで困難であったことなどは、別途お問い合わせの機会を設けたいと思っておりますが、ここで伝えたいことがあればご記入ください。</p>	
<p>「離婚」を選んだ方へお聞きします。離婚の原因は次のどれに該当しますか（複数回答可）</p>	<p><input type="checkbox"/> 経済的な問題  <input type="checkbox"/> DV  <input type="checkbox"/> 親族の問題  <input type="checkbox"/> 性格の不一致  <input type="checkbox"/> 不貞  <input type="checkbox"/> その他  <input type="checkbox"/> 答えたくない</p>
<p>上記で「その他」を選んだ方はご記入ください</p>	
<p>&lt;これ以降は「離婚」「未婚」を選んだ方へお聞きします&gt;          ②離婚時または出産時（未婚の方）の相手方の職業は次のどれに該当しますか</p>	<p><input type="radio"/> 仕事をしていた  <input type="radio"/> 不安定な仕事をしていた  <input type="radio"/> 無職  <input type="radio"/> その他  <input type="radio"/> 答えたくない</p>
<p>上記で「その他」を選んだ方はご記入ください</p>	
<p>③離婚時または出産時（未婚の方）のあなたの職業について、次のどれに該当しますか</p>	<p><input type="radio"/> 正社員  <input type="radio"/> パート・アルバイト等  <input type="radio"/> 無職</p>
<p>④離婚時または出産時（未婚の方）のあなたの貯蓄について、次のどれに該当しますか</p>	<p><input type="radio"/> ある程度あった  <input type="radio"/> 少しだけあった  <input type="radio"/> 全くなかった</p>

<p>⑤離婚時または出産時（未婚の方）の住居について、次のどれに該当しますか</p>	<p> <input type="radio"/> 婚姻時の住まいにそのまま残った  <input type="radio"/> 一時的に実家に身を寄せた  <input type="radio"/> 実家に身を寄せ現在まで住んでいる  <input type="radio"/> 急いでアパートを探した  <input type="radio"/> 友達の家身を寄せた  <input type="radio"/> その他 </p>
<p>上記で「その他」を選んだ方はご記入ください</p>	
<p>⑥養育費の話し合いについて、次のどれに該当しますか</p>	<p> <input type="radio"/> 話し合っただけ  <input type="radio"/> 話し合ったが決められなかった  <input type="radio"/> 話し合わなかった </p>
<p>上記で「話し合っただけ」を選んだ方は、どのような決め方に該当しますか</p>	<p> <input type="radio"/> 口約束  <input type="radio"/> 私的文書  <input type="radio"/> 公的文書または調停調書 </p>
<p>さらに、現在のことをお聞きます。養育費は現在も受け取っていますか</p>	<p> <input type="radio"/> 取り決めた通り受け取っている  <input type="radio"/> 取り決めたが現在は滞っている  <input type="radio"/> その他 </p>
<p>上記で「その他」を選んだ方はご記入ください 例) ①大学生の子がいるが、20歳までの取り決めとしたので20歳までは受けていたが、現在は無い ②コロナにより減額された ③相手が再婚した など</p>	
<p>「話し合ったが決められなかった」を選んだ方は、決められなかったのは何故ですか。ご記入ください</p>	
<p>「話し合わなかった」を選んだ方は、話し合わなかったのは次のどれに該当しますか</p>	<p> <input type="radio"/> 話し合いが持てなかったから  <input type="radio"/> 話し合いたくなかったから  <input type="radio"/> 相手に経済力が無いと思ったから  <input type="radio"/> その他 </p>
<p>上記で「その他」を選んだ方はご記入ください</p>	
<p>⑦面会交流の取り決めについて、次のどれに該当しますか</p>	<p> <input type="radio"/> 話し合っただけ  <input type="radio"/> 話し合ったが決裂した  <input type="radio"/> 話し合わなかった  <input type="radio"/> その他 </p>
<p>上記で「その他」を選んだ方はご記入ください</p>	

上記で「その他」を選んだ方はご記入ください	
「話し合ってから決めた」を選んだ方へお聞きします 面会交流はしていますか	<input type="radio"/> している <input type="radio"/> していない
上記で「していない」を選んだ方は何故していないのかをご記入ください	
◎相手方は現在仕事をしていますか	<input type="radio"/> 仕事をしている <input type="radio"/> 不規則な仕事をしている <input type="radio"/> 無職 <input type="radio"/> 不明
◎養育費について、どうすればもらいやすくなると思いますか どんな支援や制度を希望しますか	<input type="radio"/> 養育費支払い分の所得控除（養育費を支払っている者が所得から控除されることで支払いへの意欲を維持できる。所得控除されるのであれば支払おうという者も出てくることが期待される） <input type="radio"/> 行政の立替払い制度（支払うことが困難な場合、支払うべき者が自治体へ申請する。自治体が申請額を立て替えて養育費を支払い、後日徴収される） <input type="radio"/> 養育費無利子貸付金（貸付金は養育費として直接受け取る側に支払われる） <input type="radio"/> その他
上記で「その他」を選んだ方はご記入ください	
◎共同親権についてどう思いますか ※共同親権については、（アンケートのお願い）裏面で簡単な解説をしていますので、お読みいただいたうえでお答えください	<input type="radio"/> 賛成 <input type="radio"/> 反対 <input type="radio"/> わからない <input type="radio"/> その他
上記で「その他」を選んだ方や思っていることを自由にご記入ください	

このフォームは、受付を終了しております。

お寄せ頂いた個人情報は適切に管理し、第三者に開示いたしません。

ご協力ありがとうございました。



(参考)

アンケート QR コード



令和4年度 ひとり親家庭の離婚の原因等に関する調査  
(令和6年4月)

発行 公益財団法人 青森県母子寡婦福祉連合会

問合せ 030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ3F  
公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会

TEL 017-735-4152 FAX 017-735-4160

Mail boshi.center@joy.ocn.ne.jp

URL <https://www.aomori-kenboren.jimdofree.com>